

「流域管理における住民参加と下水道」

建設省都市局下水道部下水道企画課下水道事業調整官 栗原 秀人

1 下水道の役割と変遷

- ① 明治 33 年旧下水道法制定 目的：「土地の清潔の保持」
↓
② 昭和 33 年下水道法制定 目的：「都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与」
↓
③ 昭和 45 年下水道法改正 目的：「公共用水域の水質保全に資するを追加」
事業主体：流域下水道を都道府県が実施
↓
④ 平成 10 年下水道懇談会「水循環と下水道」報告
- ・良好な水循環の維持回復していくで、下水道は重要。
 - ・単なる排水施設を超え、水循環という大局的な観点から社会に貢献すべき。
 - ・処理水は都市内の貴重な水資源

※ 下水道の役割と住民の距離

2 遠ざかった川、川と街、人と水の関係の再構築

- ・わが国は、古くから川・水と関わって街を發展させ、川・用水・水路等は街づくりの骨格であった。身近に水を感じ、水に関わる文化（習慣、）が豊富。
↓- ・戦後の都市化の過程で、水を高度に利用し、水質を悪化させ、水辺を埋めた。
↓- ・効率的な街づくりは進んだが、人々の生活や街が川、水から遠ざかった。- ・水に関わる文化、生態系等が崩壊した。
↓ ←「水から恩恵を得る一方で、失ったものの大きさを認識」- ・川と街、人と水の関係の再構築
- ・川の持つ多様な機能を認識した川づくりと、河川整備計画に住民の声を反映（河川法の改正）

3 水循環と下水道

- ・水循環の 3 原則：水量、水質、水辺（相互に関連）
- ・下水道は、人工系水循環の主軸。都市における水循環再生の旗手。
- ・下水道の潜在的な力が、理解されているか、合意形成はできているか。
- ・川の持つ多様な機能にそれぞれの価値を見出し、川に出て、川のあり方を提案し、実践する市民が多くなった。
- ・水循環の再生には、市民の理解が不可欠
→「市民参加の下水道」「下水道の普及啓発のあり方」

4 流域管理と市民参加の例「多摩川流域懇談会」

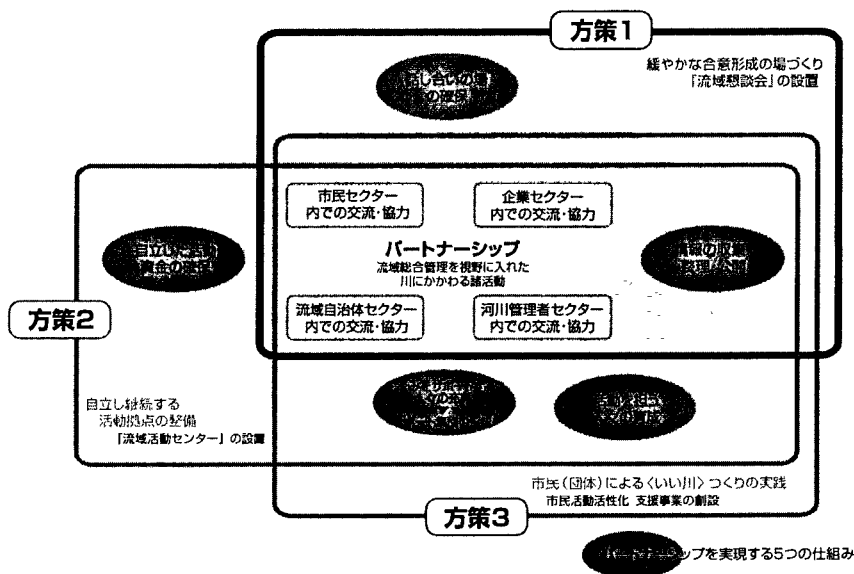
「パートナーシップではじめる『いい川』づくり」 提言要旨

建設省京浜工事事務所では、学識経験者等を委員とする「流域交流懇談会」を設置し、川にかかわる多様なニーズに応えるとともに多くの人々に愛される川を育み、後世に伝えていくための方策について検討を行いました。

その結果、平成8年3月には、「川づくり・流域づくりにかかわる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者のパート

ナーシップの構築」を基本姿勢とする提言書「パートナーシップではじめる『いい川』づくり」がまとめられました。

提言では、目標として「パートナーシップを実現する5つのしくみ」と、そのための取り組みとして「『いい川』づくりを実現する具体的な3つの方策」が示されています。



これからの多摩川を育むコミュニケーションの場として、多摩川流域懇談会が設立されました

「パートナーシップではじめる『いい川』づくり」の提言を具体化するための取り組みの第一歩として「多摩川流域懇談会」が平成10年12月19日に設立されました。

設立の会は、東京都府中市「府中の森芸術劇場・平成の間」において開催され、その中で、準備委員会から提案された多摩川流域懇談会の理念を示した「多摩川流域懇談会趣意」が参加者の賛同を得て採択され、多摩川流域懇談会会長（高橋裕東京大学名誉教授）ならびに市民部会の代表者4名（荒木稔、井田安弘、神谷博、横山十四男）及び行政部会の代表者4名（東京都建設局河川部副参事、府中市都市建設部管理課長、川崎市建設局土木建設部河川課長、建設省京浜工事事務所副所長）からなる運営委員会のメンバーが満場一致で選出されました。



多摩川流域懇談会の理念が示されました

多摩川流域懇談会趣意

多摩川は古来より、その流域にすむ人々に自然の恵みを与え、固有の文化を育てる母なる川として親しまれてきました。しかしながらその川も時代時代の地域や人々の要請により、手が加わり、流域とともに変貌してきました。

河川行政においても、近代化の過程で、生命と財産の安全を確保するという社会の要請に応じて、治水・利水機能を最優先させる施策を展開してきたことは否定出来ません。その結果、人々の居住と産業の基盤は順次拡大されましたが、人々の意識を川から遠ざけることとなりました。このような時代を経て、今日、多摩川が地域の将来にわたる共有財産として、豊かな生物と美しい風土を育むかけがいのない価値をもつことが改めて認識されるようになりました。

これからの川づくりは、その川にかかわる人々の意識や社会背景、自然条件を踏まえて、川らしさ（個性）を発見し、その時代の人々が選択し、育むべきものと考えます。

そのためには、川の恩恵を享受するさまざまな立場の人々が、お互いの役割を認識し、協力していくことが必要と考えます。多摩川とその流域の理想像（*くいい川*）や（*くいいまち*）の実現に向け、将来にわたりかけがえのない財産とするための第一歩として、ここに多摩川流域懇談会を設立します。

この会の活動の趣意としては、

- 多摩川流域懇談会（以下「流域懇談会」という。）は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などが、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き信頼関係を深めつつ、*くいい川* や *くいいまち* の実現に向けて、緩やかな合意形成を図ることを目的とします。
- 流域懇談会は、その目的を達成することで連携した、市民（団体）、企業、学識経験者、行政（流域自治体、河川管理者）の部会で構成します。それぞれの会員は、各部会に所属し、流域懇談会の活動に自発的に参加します。
- 流域懇談会は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などがそれぞれの立場で自律し、果たすべき役割を認識するとともに、お互いに情報を公開し、公正な立場とルールを尊重しながら協力しあう場とします。
- 流域懇談会には、その活動と責務を代表する会長を置きます。また、その活動と運営を円滑にするため、運営委員会を設置するとともに、必要に応じ、個別に部会を設置し、課題に対応することが出来るようにします。

平成 10 年 12 月 19 日

